

課税除外とされる買取仲介に係る短期所有に係る土地等の譲渡益に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

別表三(六)
平二十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

譲渡資産等の明細	土 地 等 の 種 類		1				
	土 地 等 の 取 得 年 月 日		2	平 . .	平 . .	平 . .	
	土 地 等 の 譲 渡 年 月 日		3	平 . .	平 . .	平 . .	
	土 地 等 の 所 在 地		4				
	土 地 等 の 面 積		5	平方メートル	平方メートル	平方メートル	
	建 物 の 構 造		6				
	建 物 の 階 数		7				
	建 物 の 延 べ 床 面 積		8	平方メートル	平方メートル	平方メートル	
	細	同上のうち譲渡した個人の所有床面積		9			
		同上のうち譲渡した個人が居住の用に供していた床面積		10			
譲渡利益の金額の計算	土地等及び建物の譲渡対価の額		11	円	円	円	
	同上の譲渡直前の帳簿価額		12				
	帳簿価額に算入されている他の者に支払った仲介報酬の額		13				
	改定譲渡直前の帳簿価額 (12)－(13)		14				
	負債利子	法 定 の 負 債 利 子 (14)×6%× $\frac{}{12}$	15				
		実績による負債利子	16				
	譲 渡 利 益 の 金 額 (11)－(14)－((15)又は(16))		17				
報酬限度額の計算	(14)のうち200万円以下の金額×10%		18				
	(14)のうち200万円を超え400万円以下の金額×8%		19				
	(14)のうち400万円を超える金額×6%		20				
	報 酬 限 度 額 (18)＋(19)＋(20)		21				
備 考							

別表三（六）の記載の仕方

この明細書は、宅地建物取引業法第2条第3号《用語の定義》に規定する宅地建物取引業者（以下「宅地建物取引業者」といいます。）である法人が、措置法第63条第3項第8号《課税除外とされる短期所有に係る土地等の譲渡》の規定の適用を受ける場合又は宅地建物取引業者である連結法人が同法第68条の69第3項第8号《課税

除外とされる短期所有に係る土地等の譲渡》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。